

固定資産税は、1月1日が賦課期日です

家屋の新・増築、取壊しは

税務課へのご連絡を

新・増築をした場合

住宅、店舗、納屋、車庫などの家屋を新・増築された方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合のよい日を相談のうえお伺いします。

取壊しをした場合

家屋の一部または全部を取壊したり、年内に取壊す予定のある方は、来年度からはその解体部分は、課税の対象から除かれますので、ご連絡ください。

なお、すでに法務局（登記所）に取り壊しの登記手続きをされた方は、連絡の必要はありません。



～固定資産税が減額されます～

- 住宅耐震改修工事に伴う減額措置
平成18年1月1日以降に耐震改修工事を行い一定要件を満たす住宅
 - 住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置
平成19年1月1日以前に建築された住宅で、平成19年4月1日以降に一定要件に該当するバリアフリー改修を行った住宅（賃貸住宅を除く）
 - 省エネ改修を行った住宅に対する減額措置
平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅（賃貸住宅を除く）
- いずれも要件を満たし、申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問 政策部 税務課

☎ (23) 922020



担当:水町

法人、個人事業や農業を営まれている方へ

『償却資産』の申告が必要です

固定資産税は、土地、家屋のほか償却資産（事業用）にかかる税金です。償却資産とは、会社、商店、農業、不動産等の事業を営まれている人（法人及び個人）が事業用に使用している構築物、機械、器具、備品等を含みます。

償却資産を所有されている人は、毎年1月1日現在所有している資産を1月末日までに申告することになっています。

申告書を12月中旬に発送しますので、平成23年1月31日（月）までに必ず申告をお願いします。

なお、新たに事業を始めた人で、申告書が届かなかった人は、ご連絡ください。

●申告書提出先

政策部税務課

※返信用封筒を同封しますので、提出は郵送をご利用ください。

●申告書提出期限

平成23年1月31日（月）

償却資産の種類

【構築物】

ビニールハウス、畜舎、堆肥舎、舗装路面、外溝、看板等

【機械及び装置】

乾燥糶摺り機、管理機、動力噴霧機、土木建設機械、食品製造加工設備等

【工具・器具・備品】

パソコン、コピー機、テレビ、エアコン、陳列棚、応接セット、自動販売機、医療機器、理美容機器等

問 政策部 税務課

☎ (23) 922020



担当:古賀